

機械器具 55 医療用洗浄器
一般医療機器 器具除染用洗浄器 (35424000)

予備洗浄装置 MU-90

【警告】

**使用方法

1. 蓋を開閉するときには、蓋が動作する範囲には手や顔を近づけないでください。蓋が手や顔に当たり、けがの原因になることがあります。

【禁忌・禁止】

**使用方法

1. 引火性、爆発性のあるガス雰囲気中では、絶対に使用しないでください。[火災・爆発の原因となります]
2. 次の(1)～(3)に記載の洗浄液は絶対に使用しないでください。[火災、感電の原因となります]
- (1) 引火性・爆発性洗浄液(シンナー、アルコール、代替フロン等)
- (2) 強アルカリ性洗浄液(pH12.5 以上)
- (3) 強酸性洗浄液(pH3 以下)

【形状・構造及び原理等】

(形状)



1. 本装置は、以下のユニットにより構成されます。

- (1) 洗浄部
- (2) 電装部

** 2. 電気定格

AC200V 50/60Hz 5kVA

** 3. 寸法および質量

寸法：幅 400mm×奥行 730mm×高さ 1,003mm

質量：本体単独時 約 80kg (運転時 約 95kg)

** 4. 動作原理

本体内に貯めた洗浄液をポンプにより槽内に取り付けられたノズルから噴出させて洗浄液を循環しながら行う噴流洗浄を用いて洗浄後、排水、すすぎのための新しい水を入れたのち、すすぎ、排水という一連のサイクルを行うものです。

【使用目的又は効果】

本装置は、再使用可能な手術器具や病棟で使用した器具を洗浄するための装置です。(熱水による除染機能はありません。)

【使用方法等】

詳細は取扱説明書を参照してください。

**設置方法

電気配線及び給排水湯配管の接続は、お買いあげの販売店、または電気・配管工業者に依頼してください。アース線は必ずアース端子に接続してください。

**使用方法

1. 準備
(1) 元給水・給湯バルブを開けます。
(2) 元電源と装置本体のブレーカを「入」(ON) にします。
(3) 洗剤の液量を確認します。
(4) 操作パネルの電源「入」スイッチを押します。(スイッチのランプが点灯します。)
2. 運転
(1) 蓋を開けます。
(2) 洗浄物を槽のホルダーにセットします。
(3) 蓋を閉めます。
(4) 自動運転画面の「運転」キーを押します。
3. 終了
(1) 洗浄が終了すると、ブザーが 5 秒間鳴ります。
(2) 蓋を開けます。
(3) 洗浄物を取り出します。

【使用上の注意】

詳細は取扱説明書を参照してください。

**使用方法

1. 作業者が心臓ペースメーカーを装着しているときは、本機器が影響する可能性があるため、使用しないでください。
2. 操作パネルに洗浄液をかけないでください。また、濡れた手で操作パネルをさわらないでください。
3. 洗浄終了直後のフィルター清掃は、ヒーターの温度が下がってから清掃してください。また、耐熱用手袋を着用してください。
4. 本装置では爆発性物質、可燃物質(タオル、ガーゼなど)、またはそれらを含有する物質は絶対に使用(洗浄・乾燥)しないでください。
5. 開口部(ブレーカー口など)へ金属類や燃えやすい物など異物を差し込んだり、洗浄液をかけたりしないでください。
6. 万一、異物や洗浄液が本体開口部(ブレーカー口など)に入った場合は、すぐに電源スイッチと元電源を切って販売店に点検を依頼してください。
7. 万一、何らかの原因で煙が出ている、変な臭いがするなどの場合は、すぐに電源スイッチと元電源を切って販売店に点検を依頼してください。
8. 電源コードが傷んだら(芯線の露出、断線など)すぐに電源スイッチと元電源を切って販売店に交換を依頼してください。
9. 電源コードを加工したり、折り曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしないでください。
10. 電源コードを机や椅子の下に敷いたり、物に挟んだり鋭利なエッジ状のものとすりあわせたりして傷をつけないでください。
11. 雷が鳴りはじめたら、すぐに電源スイッチを切り、元電源を切ってください。

取扱説明書を必ずご参照ください。

- 12.外装パネルは絶対開けないでください。
- 13.本装置を改造しないでください。
- 14.洗浄後の洗浄効果については、十分ご確認ください。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法

水濡れに注意し、高温・多湿・直射日光を避けた室内で保管すること。

**耐用期間・使用期間

設置後5年（自己認証）

ただし、取扱説明書及びその他文書に記載された取扱注意事項及び保守・点検に関わる事項を順守していること。また、定期的な点検及び必要に応じた主要部品や定期交換部品の交換が必要となります。なお、使用状況により差異が生じる場合があります。

【保守・点検に係る事項】

1. 本装置の使用・保守の管理責任は使用者側にあります。
装置の性能を維持するために取扱説明書の“点検・整備について”の項目にしたがって、定期的な点検・整備、及び部品の交換を実施してください。
2. アフターサービスについては、取扱説明書を参照してください。

詳細は取扱説明書を参照してください。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

名 称：シャープ株式会社

住 所：

（本社）

〒590-8522 大阪府堺市堺区匠町 1 番地

**（奈良事業所）

〒639-1186 奈良県大和郡山市美濃庄町 492 番地

**連絡先：0743-53-5521 （奈良事業所 大代）

**製造業者

名 称：サンエー電機株式会社